

統一様式-①

経費区分別支出一覧表

経費区分 資料購入費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	新聞雑誌等購入費(琉球新報R2.7~R3.3月分、3,075円×9ヶ月)	27,675	全額	27,675
毎月払	新聞雑誌等購入費(沖縄タイムズR2.7~R3.3月分、3,075円×9ヶ月)	27,675	全額	27,675
資料購入費 充当合計				55,350

充当金額 79,225 -
 充当割合 全 額

経費区分 (資料購入費)

政務活動に使用のため

新聞雑誌等購読料

(沖縄タイムス)
 7~9月分

お問い合わせ番号: 0138-00008945
 領収書 No: 25165363
 2020年 7月分 領収書
公明党 上原章 様

御購読
 ありがとうございます。

合計	3,075円 (内消費税 227)	
品名	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
 ※上記の金額を、領収致しました。

沖縄タイムス
 販売店 松尾・泉崎
 (事業者番号 T [redacted])
 TEL [redacted]
 店主 宮城 秀司

領収日 8/17

お問い合わせ番号: 0138-00008945
 領収書 No: 25321801
 2020年 8月分 領収書
公明党 上原章 様

御購読
 ありがとうございます。

合計	3,075円 (内消費税 227)	
品名	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
 ※上記の金額を、領収致しました。

沖縄タイムス
 販売店 松尾・泉崎
 (事業者番号 T [redacted])
 TEL [redacted]
 店主 宮城 秀司

領収日 9/9

お問い合わせ番号: 0138-00008945
 領収書 No: 25481575
 2020年 9月分 領収書
公明党 上原章 様

御購読
 ありがとうございます。

合計	3,075円 (内消費税 227)	
品名	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
 ※上記の金額を、領収致しました。

沖縄タイムス
 販売店 松尾・泉崎
 (事業者番号 T [redacted])
 TEL [redacted]
 店主 宮城 秀司

領収日 10/9

充当金額
充当割合

79,225-
全額
政務活動に使用のため

経費区分 (資料購入費)

新聞雑誌等購読料

(沖縄タイムス)
10~12月分)

お問い合わせ番号: 0138-00008945
領収書 No: 25640155
2020年 10月分 領収書
公明党 上原章 様

御購読
ありがとうございます。合計 3,075円
(内消費税 227円)

銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、領収致しました。
☎ 沖縄タイムス
販売店 松尾・泉崎
(事業者番号 T)
TEL [REDACTED]
店主 宮城 秀司

発行日 [REDACTED]

お問い合わせ番号: 0138-00008945
領収書 No: 25641777
2020年 11月分 領収書
公明党 上原章 様

御購読
ありがとうございます。合計 3,075円
(内消費税 227円)

銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、領収致しました。
☎ 沖縄タイムス
販売店 松尾・泉崎
(事業者番号 T)
TEL [REDACTED]
店主 宮城 秀司

発行日 12/9

お問い合わせ番号: 0138-00008945
領収書 No: 25992402
2020年 12月分 領収書
公明党 上原章 様

御購読
ありがとうございます。合計 3,075円
(内消費税 227円)

銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、領収致しました。
☎ 沖縄タイムス
販売店 松尾・泉崎
(事業者番号 T)
TEL [REDACTED]
店主 宮城 秀司

発行日 1/8

充当金額

充当割合

¥9,225- 類
政務活動に使用のため

経費区分 (資料購入費)

新聞雑誌等購読料

(沖縄タイムス)
R2 1~3月分

お問い合わせ番号: 0138-00008945
領収書 No: 26162383
2021年 1月分 領収書

公明党 上原章 様

御購読ありがとうございます。合計 **3,075円**
(内消費税 227)

品名	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
領収致しました。
沖縄タイムス
販売店 松尾・泉崎
(事業者番号 T [redacted])
TEL [redacted]
店主 宮城 秀司

領収日: 2/15

お問い合わせ番号: 0138-00008945
領収書 No: 26312537
2021年 2月分 領収書

公明党 上原章 様

御購読ありがとうございます。合計 **3,075円**
(内消費税 227)

品名	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
領収致しました。
沖縄タイムス
販売店 松尾・泉崎
(事業者番号 T [redacted])
TEL [redacted]
店主 宮城 秀司

領収日: 3/8

お問い合わせ番号: 0138-00008945
領収書 No: 26422958
2021年 3月分 領収書

公明党 上原章 様

御購読ありがとうございます。合計 **3,075円**
(内消費税 227)

品名	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
領収致しました。
沖縄タイムス
販売店 松尾・泉崎
(事業者番号 T [redacted])
TEL [redacted]
店主 宮城 秀司

領収日: 4/5

充当金額 6,150 -
 充当割合 全額

政務活動に使用のため

経費区分 (資料購入費)

新聞雑誌等購読料 (琉球新報 7,8A分)

2020年 7月分
 泉崎1丁目2-3
 県議会内
 公明党 (上原幸)

領収証 000006
 001-001-1-15-002200

様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
			消費税額込
琉球新報			上記金額を領収しました。 R2年8月8日
※軽減税率対象			読者ID
販売店	松尾		担当者印
TEL	098-861-0750		
住所	松尾1丁目13-5 松尾タウンビル		
店主	崎山強		
自振・クレジット払いで Tポイント500ポイント進呈			印刷日 2020/07/07

毎度ご愛読ありがとうございます。

2020年 8月分
 泉崎1丁目2-3
 県議会内
 公明党 (上原幸)

領収証 000006
 001-001-1-15-002200

様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
			消費税額込
琉球新報			上記金額を領収しました。 R2年9月15日
※軽減税率対象			読者ID
販売店	松尾		担当者印
TEL	098-861-0750		
住所	松尾1丁目13-5 松尾タウンビル		
店主	崎山強		
自振・クレジット払いで Tポイント500ポイント進呈			印刷日 2020/08/12

毎度ご愛読ありがとうございます。

充当金額
充当割合

¥6,150
全額
政務活動に使用のため

経費区分 (資料購入費)

新聞雑誌等購読料 (琉球新報 9.10月号)

R2-9月号 領収証

公明党 (上原章) 様

琉球新報購読料 1部 ¥3075 琉球新報	合計 ¥3075 <small>消費税額込</small>
	<small>上記金額を領収しました。</small> R2 10/5

那覇市松尾1-13-5
琉球新報松尾販売店
店主 崎山 強
TEL 861-0750

担当者印



毎度ご愛読ありがとうございます。

2020年10月分 領収証

泉崎1丁目2-3

県議会内 公明党 (上原章) 様

琉球新報購読料 1部 3075円 琉球新報	合計 ¥3075 <small>消費税額込</small>
	<small>上記金額を領収しました。</small> 2020年11月16日

那覇市松尾1-13-5
琉球新報松尾販売店
店主 崎山 強
TEL 861-0750

軽減税率対象

担当者印




自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈

毎度ご愛読ありがとうございます。

充当金額 ¥6,150 -
 充当割合 金 額
 政務活動に使用のため

経費区分 (資料購入費)
 新聞雑誌等購読料 (琉球新報 (1,12月分))

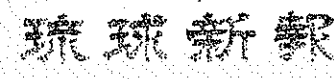
2020年11月分 領収証 000006 001-001-1-15-002200
 泉崎1丁目2-3 県議会内
 公明党 (上原章) 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)*	1	3,075	3,075
			消費税額込
			上記金額を領収しました。 R2年12月11日

※軽減税率対象
 販売店 松尾
 TEL 098-861-0756
 住所 松尾1丁目13-5 松尾タウンビル1F
 店主 崎山強
 読者ID [REDACTED]
 担当者印 [REDACTED]
 印刷日 2020/11/09

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

2020年12月分 領収証 000006 001-001-1-15-002200
 泉崎1丁目2-3 県議会内
 公明党 (上原章) 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)*	1	3,075	3,075
			消費税額込
			上記金額を領収しました。 R3年1月15日

※軽減税率対象
 販売店 松尾
 TEL 098-861-0756
 住所 松尾1丁目13-5 松尾タウンビル1F
 店主 崎山強
 読者ID [REDACTED]
 担当者印 [REDACTED]
 印刷日 2020/12/08

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

充当金額 6,150-
 充当割合 全額
 政務活動に使用のため

経費区分 (資料購入費)

新聞雑誌等購読料 (琉球新報
 2021.1.2月分)

2021年 1月分 領収証 000006
 泉崎1丁目2-3 001-001-1-15-002200
 県議会内
 公明党 (上原章) 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
			消費税額込
琉球新報			上記金額を領収しました。 2021年2月18日

※軽減税率対象

読者ID

販売店 松尾
 TEL 098-861-0750
 住所 松尾1丁目13-5 松尾タウンビル1F
 店主 崎山強

担当者印



印刷日
2021/01/12

自撮・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

2021年 2月分 領収証 000006
 泉崎1丁目2-3 001-001-1-15-002200
 県議会内
 公明党 (上原章) 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
			消費税額込
琉球新報			上記金額を領収しました。 2021年2月18日

※軽減税率対象

読者ID

販売店 松尾
 TEL 098-861-0750
 住所 松尾1丁目13-5 松尾タウンビル1F
 店主 崎山強

担当者印



印刷日
2021/02/08

自撮・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

充当金額

¥3,075-

経費区分 (資料購入費)

充当割合

全 額

政務活動に使用のため

新聞雑誌等購読料 (琉球新報3月分)

R2

2021年 3月分

領収証

000007

泉崎1丁目2-3

001-001-1-15-002200

県議会内

公明党 (上原章)

様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
			消費税額込
琉球新報			上記金額を領収しました。
			2021年 3月 15日

※軽減税率対象

読者ID

販売店 松尾

TEL 098-861-0750

住所 松尾1丁目13-5 松尾タウンビル1F

店主 崎山 隆

担当者印



印刷日 2021/03/09

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈

毎度ご愛読ありがとうございます。!

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	使用料及び賃借料(事務所賃借料・R2.7~R3.3月分、57,610×9ヶ月)	518,490	9/10	466,641
7/17	管理運営費(電気料金・R2.7月分)	2,717	9/10	2,445
8/21	管理運営費(電気料金・R2.8月分)	3,127	9/10	2,814
9/28	管理運営費(電気料金・R2.9月分)	2,866	9/10	2,579
10/15	管理運営費(電気料金・R2.10月分)	2,998	9/10	2,698
11/30	管理運営費(電気料金・R2.11月分)	2,913	9/10	2,621
12/15	管理運営費(電気料金・R2.12月分)	2,344	9/10	2,109
2/8	管理運営費(電気料金・R3.1月分)	2,655	9/10	2,389
3/1	管理運営費(電気料金・R3.2月分)	2,167	9/10	1,950
3/19	管理運営費(電気料金・R3.3月分)	2,187	9/10	1,968
7/13	管理運営費(水道料金R2.7月分)	695	9/10	625
10/15	管理運営費(水道料金R2.8月分)	1,326	9/10	1,193
11/9	管理運営費(水道料金R2.9月分)	1,270	9/10	1,143
12/15	管理運営費(水道料金R2.10月分)	1,326	9/10	1,193
1/19	管理運営費(水道料金R2.11月分)	1,270	9/10	1,143
2/19	管理運営費(水道料金R2.12月分)	1,326	9/10	1,193
3/15	管理運営費(水道料金R3.1月分)	1,326	9/10	1,193
4/12	管理運営費(水道料金R3.2月分)	1,326	9/10	1,193
4/12	管理運営費(水道料金R3.3月分)	1,270	9/10	1,143
事務所費 充当合計				498,233

充当金額
充当割合

155,547
9/10

経費区分 (事務所費)

政務活動以外の使用も含むため (使用料及び賃借料 事務所賃借料) 7290分

領 収 証

上原章事務所

様 No. _____

¥57,610

内 訳
現金
小切手
手形

但し、Eナジ 301号 7月分賃料として、
令和2年7月3日 上記正に領収いたしました



有限会社 エナジ
沖縄県那覇市金城2丁目11番地の4
TEL 098(859)0003 FAX 098(859)0457

コクヨ ウケ-92

領 収 証

上原章事務所

様 No. _____

¥59,610

内 訳
現金
小切手
手形

但し、Eナジ 301号室 8月分賃料として、
令和2年8月4日 上記正に領収いたしました

取入印紙

有限会社 エナジ
沖縄県那覇市金城2丁目11番地の4
TEL 098(859)0003 FAX 098(859)0457

コクヨ ウケ-92

領 収 証

上原章事務所

様 No. _____

¥57,610

内 訳
現金
小切手
手形

但し、Eナジ 2301号室 9月分賃料として、
令和2年8月28日 上記正に領収いたしました



有限会社 エナジ
沖縄県那覇市金城2丁目11番地の4
TEL 098(859)0003 FAX 098(859)0457

コクヨ ウケ-92

上原・R2年度

充当金額 ¥155,547-

経費区分 (事務所費)

充当割合 9/10 政務活動以外の使用も含むため (使用料及び賃借料 事務所賃借料 10~12月)

領 収 証

上原章事務所

様

No. _____

¥57,610

内 訳	_____
現金	_____
小切手	✓ _____
手形	✓ _____
消費税額等(%)	_____

但しエナジ 301号 10月分賃料として
令和2年10月2日 上記正に領収いたしました



有限会社 エナジ
沖縄県那覇市金城2丁目11番地の4
TEL 098(859)0003 FAX 098(859)0457

コクヨ・ウケ-02

領 収 証

上原章事務所

様

No. _____

¥57,610

内 訳	_____
現金	_____
小切手	✓ _____
手形	✓ _____
消費税額等(%)	_____

但しエナジ 301号 11月分賃料として
令和2年10月30日 上記正に領収いたしました



有限会社 エナジ
沖縄県那覇市金城2丁目11番地の4
TEL 098(859)0003 FAX 098(859)0457

コクヨ・ウケ-02

領 収 証

上原章事務所

様

No. _____

¥57,610-

内 訳	_____
現金	_____
小切手	✓ _____
手形	✓ _____
消費税額等(%)	_____

但しエナジ-I 301号室 12月分賃料として
令和2年12月1日 上記正に領収いたしました

収入印紙



有限会社 エナジ
沖縄県那覇市金城2丁目11番地の4
TEL 098(859)0003 FAX 098(859)0457

コクヨ・ウケ-02

充当金額 ¥103,698-

経費区分 (事務所費)

充当割合 9/10 政務活動以外の使用も含むため (使用料及び賃借料 事務所賃借料 1.245 R3

領 収 証

上原章事務所

様 No. _____

¥57,610-

内 取	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税額等(%)	

但し、エナジー301号室1月分賃料として 収入印紙

令和2年12月28日 上記正に領収いたしました

有限会社 エナジー

沖縄県那覇市金城2丁目11番地の4
TEL 098(859)0003 FAX 098(859)0457

コクヨ 95-82

領 収 証

上原章事務所

様 No. _____

★ ¥57,610-

但し、エナジー301号室2月分賃料として

令和3年 2月 1日 上記正に領収いたしました

内取	税率	金額(税込等)
	%	消費税額等
	税率	金額(税込等)
	%	消費税額等

取 入
印 紙

コクヨ 95-1087

株式会社 エナジーホ

沖縄県那覇市金城2丁目11番地の4

TEL 098-857-1682 FAX 098-857-1657

充当金額

¥ 51,849 -

経費区分 (事務所費)

充当割合

9/10 政務活動以外の使用も含むため

使用料及び賃借料 (事務所賃借料 ^{R3.3月分})

領 収 書

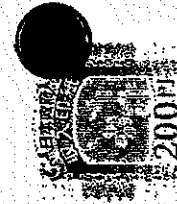
上原章事務所 様

金額

¥ 57,610 円也

但し、エナジー1 301号3月分賃料として、

令和03年03月03日 上記正に受領いたしました。



住所 那覇市金城2丁目11番地の3

氏名 ㈱ エナジーホーム

充当金額
充当割合

9/10

経費区分 (事務所費)

政務活動以外の使用も含むため (管理運営費 電気料金 7~9月)

電気料金払込受領証

上原 幸 (301) 様

電気番号 13369- 210-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 2年 8月分

領収金額 **3,127 円**

料金 2,758 円
再エネ賦課金 369 円

【再掲】
消費税等相当額 284 円
燃料費調整額 -282.65 円

ご使用量 124 kWh

*金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	9月17日	07368 印
金融機関取扱期限日	9月25日	20.8.21
コンビニ等取扱期限日	10月7日	EXA RYUBA ファミリーマート

神崎電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

¥2,814-

電気料金払込受領証

上原 幸 (301) 様

電気番号 13369- 210-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 2年 7月分

領収金額 **2,717 円**

料金 2,408 円
再エネ賦課金 309 円

【再掲】
消費税等相当額 247 円
燃料費調整額 -150.82 円

ご使用量 104 kWh

*金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	8月14日	07368 印
金融機関取扱期限日	8月24日	20.7.17
コンビニ等取扱期限日	9月3日	EXA RYUBA ファミリーマート

神崎電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

¥2,445-

電気料金払込受領証

上原 幸 (301) 様

電気番号 13369- 210-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 2年 8月分

領収金額 **2,868 円**

料金 2,515 円
再エネ賦課金 351 円

【再掲】
消費税等相当額 280 円
燃料費調整額 -385.74 円

ご使用量 118 kWh

*金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	10月19日	07313 印
金融機関取扱期限日	10月28日	20.9.28
コンビニ等取扱期限日	11月8日	EXA RYUBA ファミリーマート

神崎電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

¥2,579-

充当金額
充当割合

9%

経費区分 (事務所費)

政務活動以外の使用も含むため (管理運営費電気料金^{10~12月分})

電気料金払込受領証

上原 章 (301) 様

電気番号 13389- 210-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 2年11月分

領収金額	2,913 円
料金	2,553 円
再エネ賦課金	360 円

【再掲】
消費税等相当額 264 円
燃料費調整額 -401.67 円

ご使用量 121 kWh

*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	12月18日	07368 印
金庫振替 取扱期限日	12月25日	20.11.30
コンビニ等 取扱期限日	1月5日	REXA RYUBO ファミリーマート

神崎電力株式会社 郡崎支店 収入印紙貼付欄

¥2,621-

電気料金払込受領証

上原 章 (301) 様

電気番号 13389- 210-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 2年10月分

領収金額	2,898 円
料金	2,828 円
再エネ賦課金	372 円

【再掲】
消費税等相当額 272 円
燃料費調整額 -442.48 円

ご使用量 125 kWh

*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	11月18日	日 附 印
金庫振替 取扱期限日	11月29日	07368
コンビニ等 取扱期限日	12月8日	20.10.15

神崎電力株式会社 郡崎支店 収入印紙貼付欄

¥2,698-

電気料金払込受領証

上原 章 (301) 様

電気番号 13389- 210-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 2年12月分

領収金額	2,344 円
料金	2,081 円
再エネ賦課金	263 円

【再掲】
消費税等相当額 213 円
燃料費調整額 -291.57 円

ご使用量 85 kWh

*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	1月14日	07368 印
金庫振替 取扱期限日	1月22日	20.12.15
コンビニ等 取扱期限日	2月3日	REXA RYUBO ファミリーマート

神崎電力株式会社 郡崎支店 収入印紙貼付欄

¥2,109-

充当金額

充当割合

9/10

経費区分 (事務所費)

政務活動以外の使用も含むため 管理運営費 (電気料金 ^{R3} (~3月分)

電気料金払込受領証

上原 章 (301) 様

電気番号 13389- 210-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 3年 2月分

領収金額	2,187 円
料金	1,908 円
再エネ賦課金	259 円

【再掲】
消費税等相当額 197 円
燃料費調整額 -260.99 円

ご使用量 87 kWh

*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	3月17日	日附印
金融機関取扱期限日	3月28日	07368 21.3.01 REXA AYUBO 収入印紙貼付欄
コンビニ等取扱期限日	4月6日	

沖縄電力株式会社 那覇支店

¥1,950-

電気料金払込受領証

上原 章 (301) 様

電気番号 13389- 210-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 3年 1月分

領収金額	2,655 円
料金	2,334 円
再エネ賦課金	321 円

【再掲】
消費税等相当額 241 円
燃料費調整額 -317.48 円

ご使用量 108 kWh

*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	2月18日	日附印
金融機関取扱期限日	2月26日	07368 21.2.08 REXA AYUBO 収入印紙貼付欄
コンビニ等取扱期限日	3月10日	

沖縄電力株式会社 那覇支店

¥2,389-

電気料金払込受領証

上原 章 (301) 様

電気番号 13389- 210-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 3年 3月分

領収金額	2,187 円
料金	1,825 円
再エネ賦課金	282 円

【再掲】
消費税等相当額 198 円
燃料費調整額 -286.65 円

ご使用量 88 kWh

*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	4月14日	日附印
金融機関取扱期限日	4月23日	07368 21.3.19 REXA AYUBO 収入印紙貼付欄
コンビニ等取扱期限日	5月4日	

沖縄電力株式会社 那覇支店

¥1,968-

1,143-

水道料金等納入通知書兼領収書

水道番号 0503-610-07
令和2年9月5日発行

水道名義人 上原 章 様

水 栓 金城2丁目11番4号
所在地 エナジー-1 301

料金区分	口径(m/m)	世帯数
一般用	20	
上水道使用水量		0 m ³
下水道使用水量		0 m ³

上水道料金	631円 (税込み)
下水道使用料	639円 (税込み)
合計金額	1,270円 (税込み)

納付期限 令和2年11月20日

領収日付印
07368
20.11.09
那覇市上下水道局
上地 英之 様
那覇市上下水道局企業出納員 (お客様)

1,193-

水道料金等納入通知書兼領収書

水道番号 0503-610-07
令和2年10月5日発行

水道名義人 上原 章 様

水 栓 金城2丁目11番4号
所在地 エナジー-1 301

料金区分	口径(m/m)	世帯数
一般用	20	
上水道使用水量		1 m ³
下水道使用水量		1 m ³

上水道料金	687円 (税込み)
下水道使用料	639円 (税込み)
合計金額	1,326円 (税込み)

納付期限 令和2年10月20日

領収日付印
07368
20.10.15
那覇市上下水道局
上地 英之 様
那覇市上下水道局企業出納員 (お客様)

7625-

水道料金等納入通知書兼領収書 (お客様控)

水道番号 : 0503-610-07
水道名義人 : 上原 章 様
水栓住所 : 金城2丁目11番4号
エナジー-1 301
納付書番号 015020713-0051

ご請求金額 (円) (税込み) 695
お支払い期限 令和2年7月13日発行
納付期限後領収不可

年月	水量:m ³	料金:円	世帯数	口径:円	高層料金等	合計:円
R.2.7	水道料金	56	0	0	0	56 (税込み)
	下水道使用料	639	0	0	0	639 (税込み)
月別合計		水道料金区分:一般用 口径値:20mm				695 (税込み)

那覇市上下水道局
上地 英之 様
那覇市上下水道局企業出納員 (お客様)

領収日付印
07368
20.07.13

充当金額
充当割合

9/10
政務活動以外の使用も含むため

経費区分 (事務所費)

管理運営費 (水道料金7ヶ月分)

〒1,193-

水道料金等納入通知書兼領収書

水道番号 令和2年12月分
0503-610-07 令和3年2月5日発行

水道名義人 上原 章 様

水 検 金城2丁目11番4号
所在地 エナジ-1 301

料金区分	口径(m/m)	世帯数
一般用	20	
上水道使用水量	1 m ³	
下水道使用水量	1 m ³	

上水道料金	687円(税込み)
下水道使用料	639円(税込み)
合計金額	1,326円(税込み)

納付期限 令和3年2月22日



那覇市上下水道局 (お客様宛)

〒1,143-

水道料金等納入通知書兼領収書

水道番号 令和2年11月分
0503-610-07 令和3年1月5日発行

水道名義人 上原 章 様

水 検 金城2丁目11番4号
所在地 エナジ-1 301

料金区分	口径(m/m)	世帯数
一般用	20	
上水道使用水量	0 m ³	
下水道使用水量	0 m ³	

上水道料金	631円(税込み)
下水道使用料	639円(税込み)
合計金額	1,270円(税込み)

納付期限 令和3年1月20日



那覇市上下水道局 (お客様宛)

〒1,193-

水道料金等納入通知書兼領収書

水道番号 令和2年10月分
0503-610-07 令和2年12月7日発行

水道名義人 上原 章 様

水 検 金城2丁目11番4号
所在地 エナジ-1 301

料金区分	口径(m/m)	世帯数
一般用	20	
上水道使用水量	1 m ³	
下水道使用水量	1 m ³	

上水道料金	687円(税込み)
下水道使用料	639円(税込み)
合計金額	1,326円(税込み)

納付期限 令和2年12月21日



那覇市上下水道局 (お客様宛)

充当金額
充当割合

9/10 政務活動以外の使用も含むため

経費区分 (事務所費)

(管理運営費 水道料金)

10/12月分

充当金額
充当割合

9/10
政務活動以外の使用も含むため

経費区分 (事務所費)

管理運営費 (水道料金 R 3.1~3月分)

71,193-

水道料金等納入通知書兼領収書

水道番号 令和 3年 1月分
0503-610-07 令和 3年 3月 5日 発行
水道名義人 上原 章 様

水栓 金城2丁目11番4号
所在地 エナジ-1 301

料金区分	口径(m)	世帯数
一般用	20	
上水道使用水量		1 m ³
下水道使用水量		1 m ³

上水道料金	687円 (税込み)
下水道使用料	639円 (税込み)
合計金額	1,326円 (税込み)

納付期限 令和 3年 3月 22日
上記の金額を納付してください。

領収日付印
21.3.15
那覇市上下水道局
事務管理課
上地 英之 様
那覇市上下水道局 (赤羽様送)

水道料金等納入通知書兼領収書(お客様控)

水道番号 : 0503-610-07
水道名義人 : 上原 章 様
水栓住所 : 金城2丁目11番4号
エナジ-1 301
納付番号 015030412-0017

お支払い期限 令和 3年 4月 12日 発行
納付期限後領収不可

請求金額 (税込み) 2,596

年月	水量:m ³	料金:円	滞税 手数料:円	日数:日	延滞金等	合計:円
R 3. 2	水道料金 1	687	0		0 (税込み)	687
	下水道使用料 1	639	0		0 (税込み)	639
月別合計	水道料金区分:一般用 口径値:020mm	1,326	0		0 (税込み)	1,326
R 3. 3	水道料金 0	631	0		0 (税込み)	631
	下水道使用料 0	639	0		0 (税込み)	639
月別合計	水道料金区分:一般用 口径値:020mm	1,270	0		0 (税込み)	1,270

領収日付印
3.4.17
那覇市上下水道局
事務管理課
上地 英之 様
※領収日付印の無いもの、金額を訂正したものは無効です。
この領収書は、黒色の電子公印を使用しています。

71,193-

71,143-

事務所概要申告票

議員名 上原章

1. 物件の所在

住所	沖縄県那覇市金城2丁目11番地の4 エナジ1 301号
電話番号	098-859-2560

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所
・賃貸借契約先 []
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

上原章



賃貸人 氏名 有限会社 エナジ 一
 代表取締役 高良 謙 作
 住所 沖縄県那覇市金城2丁目11番地の4
 TEL 098-859-0003 FAX 098-859-0457

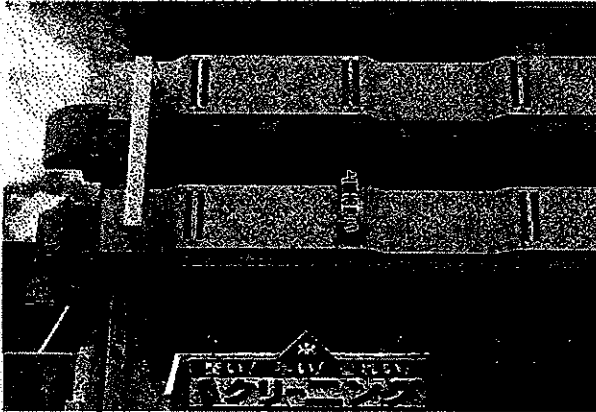
事務所費充当状況申告票

議員名 上原 章

1. 事務所の状況

住所	那覇市金城2-11-4 Iナジ-I 301号
----	------------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	9/10
------	------

充当割合の説明：

当該事務所は、政務活動として使用しています。後援会活動等には使用していません。しかしながら、月1、2件程度の後援会関係者からの問い合わせや訪問があるため、社会常識を鑑み、9/10を充当割合とする。

(関係経費)

家賃(月額)	57,610 円
その他	礼金 0 円
	仲介手数料 0 円

(充当額)

家賃(月額)	51,849 円
その他	礼金 0 円
	仲介手数料 0 円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

上原 章



事業用賃貸借契約書

事業用賃貸借契約書 (事務所)

貸主 有限会社エナジー (以下「甲」という。)と借主 上原 章 (以下「乙」という。)は、この契約書により
取り書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	エナジー1	3階 301号室
所在地	(建物表示) 那覇市金城2-11-4 (登記簿)	区画番号 ()
構造	鉄筋コンクリートブロック造/コンクリート・陸屋根 / (5)階建/全 (4 8) 戸	
種類	店舗・事務所・共同住宅	新築年月 平成9年4月
面積	4.3㎡	
賃貸方法	一般借家契約	
附属施設		

頭書(2) 事業内容

事務所

頭書(3) 契約期間

平成 26年 4月 1日 から 平成 28年 3月 31日まで (2年間)

頭書(4) 賃料等

賃料	月額56,570円 (内消費税等 4,190円)	月額0円 (内消費税等 0円)	駐車場	1台無料
敷金	55,000円	礼金	なし	退去時 滞借代
その他の条件				
貸与する建	本 敷	本 本	本 本	本 本
賃料等の支払時期 翌月分を前月25日まで				
賃料等の支払方法 <input type="checkbox"/> 振込 振替銀行 支店 名義 有限会社エナジー <input type="checkbox"/> 持参 持参先 <input type="checkbox"/> 口座引落 委託会社名				

物件名 エナジー-1 301号室

期間 自 平成26年4月1日
至 平成28年3月31日

貸主 有限会社エナジー 様

借主 上原 章 様

有限会社エナジー

〒901-0155 沖縄県那覇市金城2丁目11番地4
tel 098-859-0003 fax 098-859-0457

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名) 上原 翠
(自宅) TEL	858-6789
(勤務先) TEL	- (会社名・部署名)
(携帯) TEL	-

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 有限会社エナジー
住所	群馬県高崎市金城2-11-4
管理業者	商号又は名称 有限会社エナジー
所在地	群馬県高崎市金城2丁目11番地4 TEL098(859)0003
賃貸不動産管理業協会会員番号	※賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産管理士・賃貸不動産管理士・登録番号) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と借物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7) 更新に関する事項

契約期間満了に際し甲乙どちらが何等申し出がないときは、同一条件をもって2年更新されたものとする。その際、連帯保証人は、引き続きその責を負うものとする。その後の更新も同様とする。

頭書(8) 特約事項

第1条 乙は車庫証明を取得する際、車庫証明保証金として30,000円 車庫証明発行手数料として3,000円(消費税別)を管理業者に差し入れるものとし、乙が車庫証明を抹消・移転し、その損額となる費用を管理業者に提出した後、管理業者はすみやかに乙に保証金30,000円を返還する。

第2条 乙は、退去時に鍵、専門業者によるハウスクリーニング代、エアコン内筒洗浄代、原状回復費等の費用を負担する。尚、乙は甲が相互する業者をもって、原状回復及び修繕等の発注を行うことに同意を申立てないものとする。

第3条 本契約において、連帯保証人は不要となり、第17条(A)(B)の長文を削除するものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書と過作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。平成 年 月 日

甲・貸主	氏名 有限会社エナジー	TEL 098(859)0003
	代表取締役 高良 謙徳	
	住所 群馬県高崎市金城2丁目11番地4	
乙・借主	会社名	TEL 098(859)6789
	代表者名 上原 翠	
	住所 群馬県高崎市金城5-28-38 エナジービル	
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	
保証機関	※保証機関を指定する場合はここに記入して下さい。	

※図は未印
※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

宅地建物取引業者	商号又は名称 有限会社エナジー	商号又は名称
	代表者の氏名 高良 謙徳	代表者の氏名
	主たる事務所 群馬県高崎市金城2-11-4	主たる事務所
	所在地 TEL 098-859-0003	所在地 TEL
	免許証番号 1 群馬県知事(2)第39886号	免許証番号
	免許年月日 平成25年10月16日	免許年月日
	氏名	氏名
	登録番号 1	登録番号
	事務所 有限会社エナジー	事務所
	事務所所在地 群馬県高崎市金城2-11-4	事務所所在地
	TEL 098-859-0003	TEL

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の営業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、頭書(3)に記載のとおりとする。
2 甲及び乙は、頭書(7)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができ、

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、賃料を改定することができる。
一 土地又は建物の他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。
二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合。
三 近隣類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合。
3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割りに計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費(以下「維持管理費」という。))に充てるため、共益費を頭書(5)の定率に従い甲に支払うものとする。
2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割りに計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2 乙は、電気、ガス、水道、その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条 (A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(6)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3 甲は、本物件の明け渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が生ずる場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第7条 (B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(7)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める期間にその他の債務と完全に履行したことを甲が認められた場合には、遅滞なく、保証金より償却費として解約時賃料の2ヶ月分相当額を差し引き、返還するものとする。
4 甲は、本物件の明け渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が生ずる場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

ならない。

(禁止又は制限される行為)

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保が甲に供してはならない。
2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、転借、改修若しくは修繕若しくは本物件の用途内における工作物の設置を行なってはならない。
3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の2ヶ月分相当する承諾料を支払うものとする。
5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転賃に供してはならない。
6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 銃砲、刀剣類又は爆発物、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は搬え付けすること。
三 騒音等の迷惑行為を行うこと。
四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に指定する暴力団員(以下「暴力団員」という)に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること。
五 暴力団員に本物件を使用させること

8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置。
二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(乙の管理義務)

第8条 乙は、本物件を善良なる管理者が注意をもって使用する義務を負う。
2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
3 乙は、管理規約規程細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
4 契約締結と同時に甲は、乙へ入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行なってはならない。

(契約期間中の修繕)

第9条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予め、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。

- 一 電球、蛍光灯、コンセントの取替え。
二 その他費用が軽微な修繕。
4 本物件内に設備箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号に該当した場合には、甲が相当の期間において、甲が相当の期間を定めて当該滞納の履行を催告したにもかかわらず、乙が次の各号に該当した場合には、甲が相当の期間を定めて当該滞納の履行を催告したにもかかわらず、

(立入り)
 第13条 甲は、本物件の防火、本物件の構造を保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づき甲の立ち入りを拒否することはできない。
 3 本契約終了後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を借り受けようとする者が本物件の確保をするときは、甲及び物件の確保をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合には、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は乙の承諾を得ずに入らなければならない。

(甲の通知義務)
 第14条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
 一 賃料等支払い方法の変更。
 二 原簿(16)に記載した管理業者の変更。
 (乙の通知義務)
 第15条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき、ただし、当該行為が賃借権の確保と評価できるときは、第7条1項の定めにかかわらず、
 二 妻帯に外資となるとき。
 三 連帯保証人の住所氏名緊急の連絡先その他の変更。
 四 連帯保証人の死亡又は解散。

(賃貸料等金)
 第16条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを滞りなく行い、滞りなく支払うものとする。
 1 1.4.5%の割合による延滞損害金を支払うものとする。
 (連帯保証人)
 第17条 (A) 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(保証)
 第17条 (B) 本契約は、 が提供する機密保証(以下、機密保証)により、乙の債務を担保するものとする。
 2 機密保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に機密保証を利用する。機密保証に必要となる手続を定める必要はない。
 3 乙が前項の手続きを完了しない場合、乙の責任において、甲は、機密保証の開始から本物件を両当事者までの間の賃料相当額を内立てないものとする。ただし、乙は、機密保証の開始から本物件を両当事者までの間の賃料相当額を内立てなければならない。
 4 前項又は本条において、甲乙間の合意により別に連帯保証人を立て、ことごとした場合には、前項の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、前項2記載の契約の効力に本契約が効力を及ぼすものとする。
 5 前項の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(免責)
 第18条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電線、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害については、甲又は乙は互いにその責任を負わないものとする。

おらず、その期間内に当該債務が履行されないときは本契約を解除することができる。
 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2カ月以上滞ったとき。
 二 乙の破産又は清算により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。
 2 甲は、乙が次に掲げる債務に違反した場合において、当該債務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
 一 本物件を原簿(2)記載の専業以外の用に供したとき。
 二 第7条又は第8条の規定に違反したとき。
 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実发生重大な虚偽があったことが判明したとき。
 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。
 五 履行取り止の停止。
 六 破産手続の開始。
 七 民事再生手続の開始。
 八 会社更生手続の開始。
 九 特別清算手続の開始。
 3 乙が次の各号の一つに該当するときは、前項に定める「本契約を継続することが困難である」と認められるに至ったものとみなす。

一 乙又はその使用人(以下「乙ら」という。)が、暴力団員であるにもかかわらず、そのことを偽って契約をしたことが判明したとき。
 二 乙らが、本物件を暴力団事務所として使用したとき。
 三 乙らが、本物件の共用部分に区画継続して暴力団員を出入させたとき。
 四 乙らが、本物件、共用部分その他本物件の周辺において、暴力団員であるとの威力を背景に、粗野な態度、言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。
 五 乙らが第7条第4号又は第5号の規定に違反したとき。
 六 乙らが暴力団以外の組織・暴力活動を行う組織その他の反社会的と認められる組織・団体等の一員として前各号に該当した場合その他前各号に準ずる事件が生じたとき

(乙からの解約)
 第11条 乙は、甲に対して、1.2.1.5日に解約の申込みを行うことにより、本契約を終了することができる。
 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申込みの日から1.2.1.5日分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む)を甲に支払うことにより、解約申込みの日から起算して1.2.1.5日を経過する日までの間、同時に本契約を終了することができる。

(明確し及び明確し時の停納)
 第12条 乙は、明確し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
 1 乙は、第10条の規定に基づき本契約が終了した場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
 2 乙は、明確しの際、賃料を受け取った本物件の確保した額がなければ賃料相当額を含む。)を甲に返還しなければならない。
 3 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要範囲で圧入し、その処分を要した費用を乙に請求することとする。
 4 本物件の明け渡しの際において、乙は、本物件内に乙が設置した造作設備等を撤去し、本物件の必要範囲及び本物件に生じた汚損、損傷等をすべて修繕して、本物件を引き渡す状態に復元し、乙は、乙が撤去した乙の所有物及び本物件の明け渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃料相当額を解除された日又は消滅した日の翌日から明確し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

乙が前項の規定に基づき本契約が終了した場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
 2 乙は、明確しの際、賃料を受け取った本物件の確保した額がなければ賃料相当額を含む。)を甲に返還しなければならない。
 3 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要範囲で圧入し、その処分を要した費用を乙に請求することとする。
 4 本物件の明け渡しの際において、乙は、本物件内に乙が設置した造作設備等を撤去し、本物件の必要範囲及び本物件に生じた汚損、損傷等をすべて修繕して、本物件を引き渡す状態に復元し、乙は、乙が撤去した乙の所有物及び本物件の明け渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃料相当額を解除された日又は消滅した日の翌日から明確し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

を負わないものとする。

(協議) 第19条 申及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について差が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所) 第20条 本契約に起因する紛争に關し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項) 第21条 特約事項については、讀書(8)に記載するとおりとする。

令和元年9月5日

上原重事務所 御中

有限会社エナジー
代表取締役 高良 眞行
〒福岡県那覇市金城2-11-4
TEL: 098-859-0007

消費税増税による賃料変更のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることになりましたが、この増税により、ご貸借いただいております物件の賃料に対する消費税に關しまして、誠に勝手ながら下記の通り10%に変更させて頂くこととなりましたので、ご了承下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

所在：那覇市金城2-11-4

物件名	賃料 (消費税抜)	従来の賃料 (消費税8%)	増税後の賃料 (消費税10%)
エナジー1301号室	52,380円	56,570円	57,810円

※9月25日お支払いの10月分賃料より変更となります。
(10円未満は切捨て)

以上

令和2年11月吉日

エンジニア管理物件へご入居の皆様へ

新会社設立ご挨拶

晩秋の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平常は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では主に不動産業、リフォーム工事業、不動産賃貸業を軸に事業を行っておりますが、賃貸業とそれ以外の事業部門を切り離し、自社物件の運用等を手掛ける賃貸業を有限会社エンジニア、それ以外の部門を株式会社エンジニアホームとして発足させることとなりましたので謹んでお知らせ申し上げます。

今後の不動産管理に關しましては、新会社の方で引き継がせていただきますので、これからも未永いご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

まずは略儀ながら口書をもって御挨拶申し上げます。

記

社名 株式会社エンジニアホーム
 住所 那覇市金城2丁目11番地4 (事務所は現在と同じ場所になります)
 電話 098-857-1682 (12月中旬から使用開始)
 FAX 098-859-0457
 業務開始 令和2年12月中旬予定
 自動振替日 月末営業日 (令和3年1月30日より新会社にて口座振替いたします)
 事業内容 不動産の売買・賃貸・管理・仲介・運用・信託業法に抵触しない信託の引受け
 その他
 役員 代表取締役 高良謙作 他取締役1名
 以上

株式会社エンジニアホーム
 代表取締役 高良謙作
 那覇市金城2丁目11番地4
 電話 098-859-0003